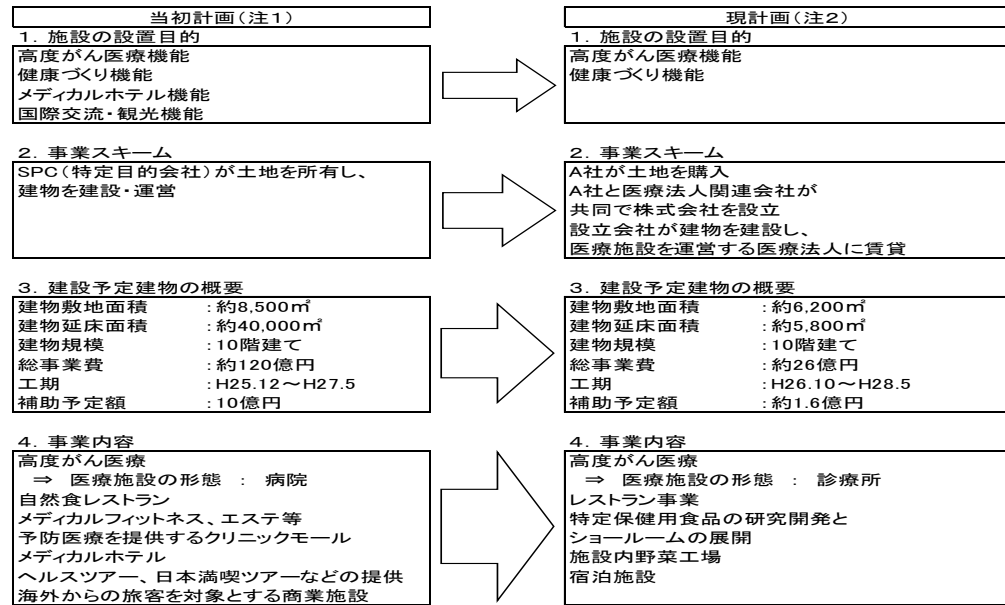


事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項（意見）
<p>1 補助事業の趣旨                      本事業は、国と地域の協働プロジェクトである「国際医療交流の拠点づくり（りんくうタウン・泉佐野市域）地域活性化総合特区」（以下「特区」という。）における大阪府の役割として、特区の実現を牽引する施設に補助し、りんくうタウンにおける国際医療交流の拠点づくりを促進するとともに、南大阪における府民の健康増進の拠点づくりをめざす事業である。</p> <p>※平成24年6月公表の大阪府の特区計画書における位置付け                      ≪国際医療交流の拠点づくり≫                      がん医療や獣医療など地域の医療資源を活かし、海外の医師との交流や医療機能の充実、海外の動物（ペット）の診療、医療や健康目的での観光客訪日促進など、国際医療交流の拠点づくりを進め、地域の活性化を図る。</p> <p>2 特区指定の経緯                      国の総合特別区域評価・調査検討会は、当該施設について、「海外富裕層の滞在治療のニーズが見込まれ、閑空活性化や国際医療ツーリズム競争に伍していく国際医療拠点づくりの先駆的な取組である」と評価し、りんくうタウンを含む泉佐野市域全体が平成24年3月に特区として認定された。</p> <p>※特区全体の経済波及効果・雇用創出効果                      ・経済波及効果 約542億円                      ・雇用創出効果 約5,400人</p> <p>3 補助事業の予算化にかかる経緯                      (1) 大阪府は、国際医療交流の拠点づくり促進事業費補助金として、事業者が建設する建物の建設費100億円の10%を補助金として交付する予算を平成24年度当初に措置したが、事業進捗の遅れにより、予算は執行されず、再度、翌25年度当初予算で2億円を予算化した。（26年度及び27年度債務負担行為8億円）                      (2) 平成25年10月にA社が補助対象建物の建設予定地を大阪府から購入したが、その後、計画の縮小や遅れに伴い、25年度予算も執行されず、再々度26年度当初予算で0.2億円を予算化した。（27年度及び28年度債務負担行為1.4億円）                      (3) 補助対象となる事業計画の縮小に伴い、大阪府の補助金額は、平成24年度の10億円と比べると1.6億円と大幅に縮小した。</p> <p>※事業計画の縮小                      平成24年度予算要求時に説明されていた当初計画に比べると、平成25年10月に事業者から提出された計画は、別図のとおり、大幅に事業内容が縮小されている。                      今後の予定としては、事業者は平成26年度中に建設工事を始め、平成28年10月の事業開始を目指している。</p>	<p>1 本事業は国際医療交流の拠点として特区の実現を牽引する施設を建設する特定の一事業者に大阪府から補助金を交付するものであり、補助事業の実施に当たっては、当該施設の公益性について、適切に評価することが重要である。                      しかし、当該施設の事業計画は、当初計画から大幅に縮小され、「特区の実現をけん引する」施設であることや、特区全体の経済波及効果、雇用創出効果を実現するものであることの確認が困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際交流・観光促進機能が目的から外されている。</li> <li>事業規模は120億円から26億円に縮小。</li> <li>医療サービスを行う核となる施設が病院から診療所に変更。</li> <li>メディカルホテル、ヘルスツアーを提供する施設及び外国人旅客を対象とする商業施設など、主に海外旅客を対象とする施設が含まれていない。</li> </ul> <p>2 要領に記載されている目標数値は、外国人医師臨床修練等受入数20件/年、がん患者診療数5,600件/年である。がん患者診療数は平成25年度実績より、2割程度増加するだけであり、国際医療交流の拠点として特区の実現を牽引する施設の目標としては十分とは言えない。                      また、この目標数値だけでは、特定の一事業者のみに補助を限定することは、公平性の観点から難しいと考えられる。                      さらに、目標数値が、「国際医療交流の拠点づくりの状況に応じて見直すもの」とされているのは、仮に目標が未達成の場合でも、それに合わせて目標を下方修正する余地を残すものであり、適切な目標数値の設定とは言えない。</p> <p>3 平成25年度監査で「今後の事業計画について、特区を牽引するに相応しい施設であるかどうか等、幅広い専門的見地から公益上の必要性について審査を行われたい。」との委員意見を付している。担当課は、複数の専門家から公益性に関し個別に意見聴取したとしているが、公益性の裏付けとも言える経済波及効果等の検証も不十分であるなど、委員意見の趣旨をふまえた審査が行われているとは言えない。</p>	<p>事業計画縮小後の当該施設が、当初の目的どおり特区の実現を牽引する施設として補助金交付に相応しいものであるかについて、当該施設の経済波及効果や雇用創出効果等の具体的な数値を示すことなどにより、府民への十分な説明責任を果たされたい。</p>

別図



(注1)平成24年度予算要求時の資料に基づく。  
 (注2)A社から提出された事業計画書及び平成26年度予算要求時の資料に基づく。

4 補助金交付要綱の制定

- (1) 大阪府は平成26年7月に「国際医療交流拠点づくり促進事業補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)及び「国際医療交流拠点づくり促進事業補助金交付取扱要領」(以下「要領」という。)を施行した。
- (2) 補助金交付の目的は、高度がん医療拠点施設の建設に要する経費の一部を大阪府が交付することにより、りんくうタウンにおける国際医療交流の拠点づくりを促進し、国内外の人々が訪れ、交流する魅力と活力ある地域づくりを目指すことを目的とするもの(要綱第2条)だが、要領に定める目標数値は、外国人医師臨床修練等受入数20件/年、がん患者診療数5,600件/年のみであり、また、「国際医療交流の拠点づくりの状況に応じて見直すもの」とされている。
- (3) 平成26年8月に、事業者(A社と医療関連会社が共同で設立した株式会社)より補助金交付申請書が提出され、既に交付決定済である。

5 専門家からの意見聴取

大阪府は、平成25年度の監査結果を受け、平成26年4月に、事業者から提出された事業計画の内容等について、医療・法務・事業経営の専門家(3人)から意見を聴取し、アドバイスを得ている。

《専門家からの意見聴取概要》

- 【医療面】**
- ・がん医療の整備がりんくうの発展にどうつながるのかを、一般府民が見ても理解できるように示す必要がある。
- 【法務面】**
- ・外国人の患者がいなかった場合に、補助金の返還を求めるのなら、返還を義務付ける規定が必要だが、府の規則等で可能か。
  - ・コンビニ・レストランを誘致する場合、病院の機能として認めることのできる範囲にしておくのが良い。
  - ・要綱としては他の医療機関も対象とできるようにすべきである。
- 【事業経営面】**
- ・補助要綱に具体的な必要事項を記載したほうが良い。
  - ・実現可能性を見るために、補助事業開始後の平成26年度から損益を求めるべき。
  - ・報告には、単なる実績値ではなく、分析結果とその報告を求め、PDCAのCAまで提出させたほうが良い。

措置の内容

本特区の計画期間は当初5年(平成27年度末まで)であったが、平成28年度以降も継続して指定する区域となった(平成28年4月1日閣議決定)。  
 補助金の交付決定に当たっては、当該施設が本特区の目的実現を牽引する施設となるよう、補助金交付後も10年間、事業の実施状況を確認していくこととしている。  
 その上で、府民への説明責任を果たすという点については、特区事業の実施状況、経済波及・雇用創出効果等における数値目標の達成状況等の評価を行い、国及び府のホームページにおいて公表している。

監査(検査)実施年月日(委員:平成26年8月8日、事務局:平成26年6月17日から平成26年6月18日まで)